別記様式（第３条関係）

会　議　録（１）

会議の名称	令和８年第３回桶川市公共下水道事業審議会
開催日時	令和８年８月２４日（月）１５：００から１７：００まで
開催場所	桶川市役所　４階　会議室４０２
主宰者の氏名	桶川市公共下水道事業審議会会長　作山　康
議長の氏名	桶川市公共下水道事業審議会会長　作山　康
出席者氏名 （委員）	１号委員　沖田圭一、作山康、檀原武 ２号委員　糸井政樹、仲又清美 ３号委員　大島智 ４号委員　木村尚之、藤森英雄、吉田洋子、渡邉明人 （各号委員ごとに五十音順）
欠席者氏名 （委員）	なし
説明員氏名	なし
事務局職員 職名及び氏名	都市整備部　内野部長 下水道課　岩﨑課長、駒場係長、髙橋係長、 天野係長、滝沢主任、中村主事

会議事項

議　題

(1)　持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について

決定事項等

・０立方メートル使用者からの徴収については、市民に対する丁寧な周知を前提として、徴収することとした。
・年金受給者に対する使用料減免については、減免しないこととした。
・適正な使用料水準については、候補Ｃを基本としつつ、経費回収率１１０％の達成を目標として維持し、社会情勢を見計らって段階的に改定を進めていく方針とした。
・適正な使用料体系の作成方針について、事務局案の方向で検討を進めることとした。
・次回、第４回審議会は、令和８年１１月１３日（金）午前１０時から開催することとした。

配布資料

○次第
○持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について
○次回の審議会の日程について

会　議　録（２）

議　事　の　経　過	
発言者	発　言　内　容
１　開会	
司会	ただ今から『令和８年第３回桶川市公共下水道事業審議会』を開会します。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私、本日司会を担当します下水道課の髙橋と申します。 先に資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について、次回の審議会の日程についての３点でございます。落丁や乱丁等がございましたら、事務局にお申し出くださるようお願いいたします。
２　議題等	
司会	それでは、次第２『議題等』を始めさせていただきます。桶川市公共下水道事業審議会条例第５条第２項の規定では、『会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。』とされております。本日は、委員１０名全員にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。 それでは、審議会条例第５条第１項の規定に基づきまして、ここからは作山会長に議長をお願いいたします。
会長	それでは、議長として進行を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきます。 まず、本日の会議録に署名していただく方を指名させていただきます。署名委員は名簿順としておりますので、今回は仲又委員と大島委員となります。お願いいたします。 次に、傍聴人について事務局より報告をお願いいたします。
事務局	本日、傍聴希望者はおりませんでした。
議題（１）持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について	
会長	それでは、次第２『議題等』に順次入らせていただきたいと思います。議題等の（１）『持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について』に入ります。まず、使用料適正化の必要性について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議題に入る前に、第２回審議会で藤森委員から質問のございました、企業誘致を考える上での水道水の水質について回答いたします。スライドの「水道水の水質について」をご覧ください。桶川北本水道企業団では、水質検査結果をホームページ及び広報紙で公表しております。ただし、これは法令で定められている項目や水質管理目標設定項目であり、企業誘致を目的として特段ＰＲできる水質上の特徴ではないというお話を伺っております。また、スライドの「水道水が有すべき性状に関連する項目」についてご覧ください。本市の水道水については、８５％が県水、残り１５％が地下水を上水処理して作る自己水の混合水となっているとのことでした。このうち８５％の県水につきましては、高度処

事務局	理を行い、おいしい水にするような工事をしていると伺っております。以上が前回の質問に対する回答となります。 それでは、事務局より、持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化についてご説明させていただきます。 資料の１ページをご覧ください。下水道使用料適正化の検討スケジュールになります。適正化の審議は全５回を予定しており、本日は第３回となります。 資料の２ページをご覧ください。続きまして、検討手順になります。前回は、適正化の必要性を検討した上で、使用料水準の作成方針案を決定いたしました。本日は、使用料水準の決定と、料金の仕組みである使用料体系の方針案を提示いたします。 資料の３ページをご覧ください。本日の審議内容について説明させていただきます。まず初めに前回議事内容の確認を行い、次に、２番目の適正な使用料水準の検討についてと、３番目の適正な使用料体系の検討について、皆様にご審議いただきたいと考えております。 資料の４ページをご覧ください。本市の下水道に係る課題についておさらいいたします。前回の審議会では、本市の経営状況の課題を確認いたしました。本市では、３０年後には汚水管の約７４％が耐用年数の５０年を迎える見込みであり、将来の更新費用をしっかりと確保しておく必要があります。しかし、現状は人口減少や節水により使用料収入が減る一方で、物価高騰などで費用は増加しています。いただいた使用料だけでは経費を賄いきれず、不足分を皆様の税金である一般会計からの基準外繰入金で穴埋めしている状態です。このような現状を踏まえて、前回、持続的、安定的な下水道事業運営のためには使用料の適正化が必要であることを確認いたしました。 資料の５ページをご覧ください。そして、これらを踏まえ、これからの４年間、令和１０年度から令和１３年度で、日常的な維持管理の費用を回収しつつ、将来の更新費用も確保していくことを、今回の使用料水準の作成方針といたしました。前回の内容の振り返りは以上です。 資料の６ページをご覧ください。続いて、適正な使用料水準の決定についてご審議いただくため、「２　適正な使用料水準の検討について」ご説明いたします。 資料の７ページをご覧ください。適正な使用料水準を作成するに当たり、前回決定した使用料水準の作成方針を具体化いたしました。日常的な維持管理に要する費用等を回収するため、経費回収率１００％を達成すること。さらに、将来の更新投資の確保として、最低限の水準である更新投資費用の５％以上を賄うこととといたしました。５％以上にした理由については、後ほどご説明いたします。こうした観点から、水準案について複数の候補を作成いたしました。 資料の８ページをご覧ください。まず、複数の案を作成するに当たり、維持管理に要する費用等の具体的な推計方法を次のとお

事務局	りといたしました。作成時点で判明しているものはその数値を、判明していないものは直近の予算額や決算額に対して、国等の統計データから算出された割合を乗じて推計を行っております。なお、全体額からウォーターＰＰＰ導入による費用削減効果として、年間２，２００万円を控除しています。 表の下から２段目の流域下水道維持管理負担金とは、汚水を近隣市と共同で処理するために負担している費用で、現在１立方メートル当たり４６円支払っていますが、物価上昇を見込んで経営戦略では単価５２円で試算していました。しかし、７月９日に埼玉県より、令和１１年度から単価７９円となる見込みであると説明を受けたため、シミュレーションについても単価７９円で試算し直しています。その後、また改めて県から通知があり、７月２４日に単価７９円が８２円になるとの通知がありましたが、シミュレーションが間に合わなかったため、今回は７９円で試算しています。 まだ単価は確定していませんが、次回の第４回審議会で状況に合わせて試算し直して使用料体系をお示ししたいと考えております。そのため、本日水準を決定していただきますが、決定いただいた考え方に沿った下水道使用料の時点更新を行いますので、あらかじめご了承ください。 流域下水道維持管理負担金の単価変更の要因は、物価の上昇に加え、令和７年１月２８日に発生した下水道管が原因の八潮市の道路陥没事故により全国特別重点調査が行われ、その修繕費の費用も負担金が増加した一因だと伺っています。流域下水道維持管理負担金が１円上がるごとに年間約７４０万円増加しますので、３３円増加すると年間約２億４，４００万円の増加となります。概算では、２０立方メートル使用する世帯では、月に約６６０円増加することとなります。 資料の９ページをご覧ください。こちらが適正な使用料水準案の一覧です。まず全体を把握するため、候補一覧でお示しします。詳細は別スライドで、後ほど一つずつ説明させていただきます。１か月２０立方メートルを使用した場合の税抜き使用料の目安をお示ししています。 現行の２０立方メートル当たり２，４８０円は、経費回収率が８５．４％となっています。候補Ａの３，０００円は、独立採算の達成水準である経費回収率１００％となります。候補Ｂの３，３５０円は、令和４年度の審議会の答申目標金額で、当時は経費回収率１１０％を達成できる見込みでしたが、物価上昇などの影響で、現在は経費回収率１００．５％にとどまります。候補Ｃの３，６７５円は、最低限の更新投資費用を賄う水準で、経費回収率は１０２．７％となります。日常的な維持管理費用を回収した上で、４年間の更新投資費用の５％を賄うことができます。経営戦略では経費回収率を１１０％とすることを目標としていましたが、流域下水道維持管理負担金が上がり、改定率が非常に高くなってしまっているため、この最低限の更新投資費用を確保する候補Ｃのパターンを追加しました。候補Ｄの４，４３１円は、令和

事務局	４年度の審議会の答申である経費回収率１１０％を達成する水準となります。候補Ｅの５，０９７円は、資産維持費３％を確保し、無借金経営を実現する水準で経費回収率は１２６．５％となります。なお、最低限の更新投資費用５％以上を賄う水準は、候補Ｃから候補Ｅとなります。 資料の１０ページをご覧ください。こちらは、各水準の月２０立方メートル当たりの税抜き使用料をグラフ化したものになります。現行使用料は令和６年度に改定を行ったもので、約３１．７％の改定を行っております。前回の答申目標金額である２０立方メートル当たり３，３５０円に改定した場合は３０．８％ですが、前回の答申目標である経費回収率１１０％で改定した場合は７３％の改定率となります。 なお、今年２月の第１回審議会でご説明した経営戦略では、算定期間を計画期間の１５年間でシミュレーションを行いましたので、青色の候補Ｄと赤色の候補Ｅでは複数回改定をするシミュレーションとなっていました。使用料適正化の算定期間については、国の通知に基づき３年から５年の期間の４年間とする方針としましたので、この４年間の経営状況についてシミュレーションしております。そのため、改定の回数につきましては、どのパターンも令和１０年４月の１回とするシミュレーションとしています。令和１４年度以降の使用料適正化については、今回の結果である令和１０年度から令和１３年度の状況に基づいて、改めて４年後に適正化を検討することになります。 資料の１１ページをご覧ください。ここからは各候補の説明になります。まず現行の使用料水準です。月２０立方メートルは２，４８０円です。このままですと、日常的な維持管理に要する費用に対し、年間１．２５億円の収支不足が生じます。経費回収率は８５．４％にとどまり、独立採算が確保されず、更新投資費用の確保も達成できません。資料に分流式経費、基準内繰入金とありますが、こちらについては後ほどご説明させていただきます。 資料の１２ページをご覧ください。候補Ａは、月２０立方メートルの目安を３，０００円とする水準です。これは、公営企業にとっての最低限行うべき経営努力である１立方メートル当たり１５０円を達成する水準で、経費回収率１００％となり、独立採算は達成できます。しかし、賄えるのは維持管理費用のみで、最低限の更新投資費用の確保には至りません。 資料の１３ページをご覧ください。候補Ｂは、月２０立方メートルの目安を３，３５０円とする水準です。これは前回の適正化の際の試算で、経費回収率１１０％を達成できるとされた目標額ですが、昨今の物価上昇や流域下水道維持管理負担金の単価改定等の影響が大きく、今回の試算では経費回収率１００．５％にとどまります。独立採算は達成できますが、更新投資費用は１％しか賄えません。 また、資料の左図に分流式経費、右図に基準内繰入金とあります。分流式公共下水道等の事業について、適正な使用料をもって

事務局	してもなお回収できない経費の一部は、一般会計より繰り入れることが認められています。ただし、自己の収入で当該経費を賄うことができる部分については、繰り入れをすることができないとされています。つまり、分流式経費は一般会計からの繰入金で賄っていますが、余剰金が出た場合はその繰入金を減らし、分流式経費に充てることとなっていますので、候補Ｂでは、分流式経費に係る基準内繰入金は２．９８億円から０．９８億円減の２億円となります。 資料の１４ページをご覧ください。候補Ｃは、資料７ページで適正な使用料水準の作成方針を具体化した最低限の目標として設定した、更新投資費用の５％を賄うパターンで、月２０立方メートルの目安を３，６７５円とする水準です。経費回収率は１０２．７％となり、日常的な維持管理費用を回収した上で、４年間の更新投資費用の５％を賄うことができます。補助事業の５０％は国の補助金が充てられ、４５％は企業債が充てられるので、残りの５％を賄うことができ、独立採算と最低限の更新投資費用の確保の両方を達成できることとなります。なお、ウォーターＰＰＰを導入していないと、国庫補助金の５０％は受けられません。 資料の１５ページをご覧ください。候補Ｄは、月２０立方メートルの目安を４，４３１円とする水準です。これは前回の適正化の際の経費回収率の目標値であり、経営戦略の目標値でもある１１０％を今回の試算において達成できる水準であり、資産維持費として年間１．２億円を確保でき、更新投資費用の２０％を賄うことができます。ただし、改定率は非常に高くなり、７３％の改定が必要となります。 資料の１６ページをご覧ください。候補Ｅは、月２０立方メートルの目安を５，０９７円とする水準です。経費回収率は１２６．５％となり、将来の更新需要増大を見込んだ資産維持費３％を確保します。更新投資費用の５５％を賄うことができますが、補助事業の半分は国の補助金が充当されるため、５％を留保することができ、無借金経営が可能となる水準です。ただし、こちらも改定率が約９９％と非常に高くなり、ほぼ倍の改定が必要となります。 資料の１７ページをご覧ください。使用料水準に関して、併せて検討すべき課題が２つあります。１つ目は、０立方メートル使用者への対応です。二部使用料制の基本使用料は、使用料がゼロでも徴収するものとされているため、二部使用料制を採用している団体では、下水道をいつでも安全に使える状態を維持するため、下水道に接続している全ての方から基本使用料を徴収しているのが一般的です。しかし、本市も二部使用料制にもかかわらず、検針で０立方メートルとなった方からは料金をいただいておりませんでした。 下水道は２４時間いつでも使える状態を維持するために費用がかかります。そのため、今後は全く使わない方からも基本使用料をご負担いただく必要があるのではないかと考えておりますので、皆様のご意見を伺いたいものになります。なお、参考に近隣

事務局	団体８市の状況をヒアリングいたしましたが、北本市は本市と条例の表現が同じため０立方メートルの方に対して請求していませんでしたが、それ以外は全ての団体で請求しているとのことでした。 徴収することとした場合は、その分の収入である改定率約２％相当を今回の使用料の適正化に織り込みますので、実際の全体の改定率は軽減されます。なお、今後も使う予定のない方には休止手続をご案内するなど、丁寧な説明を行う必要があります。 資料の１８ページをご覧ください。検討事項の２つ目は、年金受給者の方への使用料減免についてです。令和７年９月議会で、議員から年金受給者への減免はしないのかとのご質問をいただきました。その際は、経営状況に影響するため審議会の意見を聞きたい旨を答弁しましたので、委員の皆様にお伺いする次第です。 仮に年金受給者の方の基本使用料を半額に減免した場合、年間約９，２００万円の減収となります。これを他の方のご負担で賄うとなると、皆様の料金もさらに約１２％。月２０立方メートルあたり約３２０円の値上げをせざるを得なくなります。なお、現在、生活保護の生活扶助受給者の方は下水道使用料を全額、ひとり親家庭の児童扶養手当受給者の方は基本使用料の半額を、既に減免しています。そのため、慎重な検討が必要と考えておりますが、皆様のご意見をいただきたいと考えております。 資料の１９ページをご覧ください。最後に参考になります。参考の１つ目は、埼玉県内で公共下水道事業を実施している団体について、直近の改定と今後の改定予定を反映した使用料ランキングになります。埼玉県内では、令和７年度から現時点までで改定を実施又は予定している団体が５４団体中２４団体と、全体の約４割となっています。うち３，０００円を超える使用料は、改定予定のものも含めると、令和６年度の１団体から７団体に増加しています。また、これら２４団体の平均改定率は２８．９％となっております。 なお、本市は令和６年度の使用料ランキングで上から６番目でしたが、本表では８ランクダウンの１４位となっています。本市より上位の団体の多くが令和８年度に改定を行うか、その予定であり、結果として本市の使用料水準を超えたのが理由です。また、令和６年度時点で本市より上位にいた団体、日高市、美里町、本庄市も、令和７年度から現時点までにさらなる改定を実施しています。近隣市の状況も調査をしましたが、北本市、鴻巣市、蓮田市、伊奈町でも令和７年度から令和８年度で審議会を行っていますので、今後改定があるのではないかと考えております。 資料の２０ページをご覧ください。こちらは、県内比較を経費回収率順で並び替えたものです。経費回収率の順番で見ると、桶川市は８５．４％で４０位と低い水準となっております。これは、前回の審議会でご説明したとおり、本市は他市よりもポンプ場が多く経常費用がかかっているため、使用料が高くても経費回収率がそこまで上がらないという状況となっています。なお、１

事務局	２位の戸田市は９３０円でかなり安いですが、経費回収率が１００％を超えています。地形の違いや家屋が密集していることなど、状況の違いにより経営に大きな差が出ていることが読み取れます。 続いて、資料の２１ページをご覧ください。参考の２つ目は、各都道府県の平均使用料です。こちらは令和６年度末の時点になります。こちらを見ると、埼玉県は全国平均より７００円以上低く、下から３番目という非常に低い水準であることが分かります。ここまでで、「２　適正な使用料水準の検討について」の事務局からの説明は以上になります。議事の進行を議長にお返しいたします。
会長	ただいま、説明がありましたので、審議に移ります。これより３点の事項について伺いたいと思います。１点目は「０立方メートル使用者からの徴収」について、２点目は「年金受給者に対する使用料減免」について、３点目は「適正な使用料水準の検討」についてでございます。 それでは、１点目の「０立方メートル使用者からの徴収」に入ります。まず、その前提として確認させていただきたいのですが、先ほど説明がありました県内でしっかりと徴収しているところがどのくらいあるのか、もう少し教えていただけますか。
事務局	基本的には、二部使用料制のところでは０立方メートルの方に対しても請求することとなっているのですが、近隣市に聞き取りをしたところ、北本市は本市と同様、条例の表現が排水をしている方に対して請求するという表現になっているため、０立方メートルの方に対しての請求をしておりませんでした。県内全体をまとめた統計はないため一般的にという説明になりますが、近隣９市町に聞き取り調査をしたところ、本市と北本市以外は全て０立方メートルの方に請求をしていました。したがって、０立方メートルの方に請求するのが一般的な扱いになります。
会長	本来は請求してもよいものを、条例の解釈から請求していなかったということですね。今回の改定においては現行収入の約２％相当と、少なくない額でもあります。また、０．９立方メートルなど、わずかでも使っている方がいる中で、０立方メートルの方を無料とするのはやはり公平ではないという考え方ですね。 他にご意見等はございますか。
委員	先ほど休止制度というお話が出たと思いますが、休止制度についてご説明をお願いいたします。
事務局	全く使っていない方については、休止の手続をしていただければ、請求しないことになります。現在休止されていない方は、例えば遠方に住んでいてたまに帰ってくるといった方になろうかと思われますが、今後も全く使う予定がない方については、そのような手続を踏んでいただければよいのかなと考えています。
会長	徴収することとした場合、具体的にどのようになるのか教えてください。
事務局	資料１７ページの右側に収入見込額として１，３８６万円とありますが、これが年間の増加分になりますので、この金額を反映

事務局	させて、次回の使用料体系についてシミュレーションし直す形になります。なお、０立方メートルから１立方メートルまでの範囲については、基本使用料として一律の料金となります。
会長	これまでは手続をしなくてもよかったものが、手続をしないと請求されることになりますので、例えば転勤等で一定期間使用しない方が、そのことを知らずに請求されることは不本意であると思います。その部分をしっかりと周知することを前提として進めることが必要ではないかと思います。他にご意見はございますか。
委員	０立方メートルの方から徴収するという形になり、それが条例の表現に関わるということであれば、まず条例を改正するという作業を行い、それと同時に、これまでは徴収していなかったが、これからは徴収することになるという周知を併せて行うというイメージでよろしいのか教えてください。
事務局	条例の改正につきましては、使用料の改定があった場合と同様に、令和９年６月議会に条例改正を諮る予定です。そして、令和１０年４月からの施行と考えております。
委員	北本市も同じ条例の表現とのことですが、北本市との調整はどのようになりますか。
事務局	条例の改正はそれぞれの市の判断で行うものですので、北本市との調整は予定しておりません。北本市の担当者も同様の状況にあることは把握しており、情報交換は行っておりますが、本市の条例改正については本市として検討してまいります。
委員	値上げありきという考えではないのですが、市民から相談を受ける際に、例えば下水道への接続をお願いしても応じない方もいらっしゃいます。本管が整備され、接続できる状態にあることは、その住宅の価値にも関わってくると思いますので、公共的な事業として整備してきた経緯も踏まえると、使っていないからということで負担をいただかないことが公平と言えるのか疑問に感じます。上水道と下水道で何か異なる考え方があるのかも含めて、皆様のご意見や、市としての考え方をお伺いしたいと思います。
事務局	今回の０立方メートルで使わない方というのは、あくまでも公共下水道の公共汚水桝を設置し、いつでも流せる状態にしている方のことを言います。例えば単身赴任などで長期間使わない方は、検針を行っている水道企業団に連絡いただければ、休止手続により基本使用料もかからなくなります。一方、本管は整備されているものの、財政的な事情などで公共汚水桝を設置しておらず、浄化槽を使用されている方については、そもそも０立方メートルの議論の対象ではありませんので、ご負担はいただかないことになります。 また、土地の価値の話につきましては、本管が目の前に通っており、公共汚水桝で接続できる状態であれば、接続しているかどうかで大きく価値が変わるものではないと考えております。したがいまして、あくまでも使える状態にありながら、家庭の事情等で使用がなく０立方メートルとなっている方について、検針等の

事務局	ランニングコストがかかっておりますので、ご負担をいただきたいと考えているものです。
委員	私の地区でも、仕事で長期間市外に行かれていて、ほとんど在宅されていない方がおられます。手続をすれば請求されなくなるということですが、その手続について、個別に把握してお知らせすることができるのでしょうか。広報紙やホームページだけでお知らせするのか、知らなかった方が不利益を受けることにならないか、周知の方法が気になります。
事務局	現在考えているのは、広報紙、ホームページ、ＳＮＳのほか、２か月に１回送付している水道料金等の徴収に係る通知に、料金改定について記載し、詳細はホームページをご覧いただくという方法です。ただし、文字数の関係で、休止扱いについて十分にＰＲできない部分がありますので、周知方法については引き続き検討いたします。
委員	例えば自治会長などに情報提供していただければ、地域で情報が届く場合もあると思いますので、そうした方法もご検討いただければと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。これまでは回覧板で地域にお知らせすることもございましたが、現在、広報紙は個別配布としております。より多くの皆様にお知らせできる周知方法について検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。
委員	桶川北本水道企業団では、使用しない方について閉栓し、全く水が出ない状態にすることが、本当に使わないという事実になると思います。休止をしなければ、蛇口のところまで水は来ており、帰ってきて流せば下水道に流れることになります。したがって、使用休止届を出すと、企業団が閉栓を行うということになるのであれば、下水道に流れることはありません。 新たな制度として、０立方メートルから１立方メートル未満の方にも基本使用料をいただくということであれば、資料１７ページ上、１立方メートル未満の方が相当数おられ、収入としても一定額が見込まれることになります。料金改定を進めるに当たり、そうした点も見直した上で、それでも足りないため改定が必要である、ということも含めて、丁寧にＰＲしていただくことが必要だと思います。また、休止という言葉は専門用語で分かりにくいため、蛇口から出た水は全て料金に反映されるという仕組みと併せて、料金がかからないようにしたい方は休止手続を行っていただくという点を、分かりやすくＰＲしていただきたいと思います。
事務局	ＰＲについてはきちんと行ってまいります。また、公平性の観点から、０立方メートルの方にも一定のご負担をいただけるようにしたいと考えております。なお、先ほどの件数につきましては、年間の調定件数であり、世帯数とすると約２，０００世帯程度になります。どのような方がこの状態になっているのか調べましたが、特定の傾向は見当たりませんでした。
会長	私も地域で施設を借りており、数か月に一度のイベント時にはまとまった水量を使いますが、通常月はほとんど使用がなく、０

会長	立方メートルになっていると思われます。そうした使い方であっても、休止するのではなく、毎月一定の基本使用料は負担する必要があると理解しました。 本件については、徴収してはいけないという意見ではなく、やはり必要であろうというご意見であったと思います。ただし、急に開始するのではなく、丁寧に周知し、全く使わない方には手続が必要であることを併せてお知らせする必要があるという意見が出されました。これらを踏まえ、０立方メートル使用者からの徴収を行うということでよろしいでしょうか。 【異議なし】 それでは、０立方メートル使用者からの徴収につきましては、徴収するということで、原案のとおりとしたいと思います。 続きまして、年金受給者に対する使用料減免について、ご意見等はございますか。提案は、年金受給者について一定の所得水準までを対象とするといった想定なのでしょうか。
事務局	特にそこまでの細かい内容は示されておらず、年金受給者に対する減免はしないのかというお話でしたので、仮に実施するとなればその額や詳細を詰める必要はありますが、まずは減免する必要があるかどうかについて、ご意見をいただきたいと考えております。
会長	それではご意見をいただきます。そもそも他制度で対応すべき事項を、下水道使用料の中に組み込むことについて、どのようにお考えでしょうか。
委員	資料にある生活困窮者の定義について、例えば市民税の所得割が課されていないなど、どのような考え方によるのか教えてください。
事務局	生活保護の生活扶助を受けている方を生活困窮者という括りとし、現在、下水道使用料を全額減免しています。今回のご質問は、年金受給者についても生活が苦しいのではないかという趣旨で出されたものですので、資料上は生活困窮者に対する施策という表記としました。
委員	令和７年９月議会でそうしたご意見があったことは記憶しております。確かに、年金のみで生活し、就労も難しい状況で厳しい暮らしをされている方が多くおられることは承知しております。 しかしながら、年金受給者と一括りにしてしまいますと、資産をお持ちの方も含まれることになりますので、年金受給者全てに対して減免を行うことは行き過ぎであり、公営企業として健全な事業運営を行うことに逆行することになると思います。したがって、ここは一度立ち止まり、今後の検討とした方がよいと考えます。
会長	他にご意見はございますか。基本的には、皆様も同じお考えではないかと思います。ないようでしたら、年金受給者に対する使

会長	用料減免については、行わないということでよろしいでしょうか。 【異議なし】 続きまして、本日の重要な事項である適正な使用料水準の検討について、ご意見等はございますか。正確な数字については、県水の正確なシミュレーションが反映されていないとのことですので、本日は概ねの方向性についてのご議論になると思います。ベースは、前回改定時の考え方である候補Ｄの４，４３１円ですが、その後、物価が高騰し、本来はそれでも足りないという状況です。とはいえ、候補Ｅでは改定率が９９％となりますので、この辺りについて、率直にご意見、ご質問をいただきたいと思います。
委員	令和６年度に改定する前の第１回の審議会では、最終的に３，３５０円を目指せば経費回収率１１０％を確保できるというのが、その時点でのシミュレーションでした。しかし、ただいま事務局から説明がありましたように、既に８５％までは達しましたが、３，３５０円にしてもなお、現在の値上がりや、流域下水道維持管理負担金が７９円から８２円になるという状況を踏まえると、十分ではありません。候補Ｃの３，６７５円とすれば、国の補助金５０％、企業債４５％を充当し、資料１４ページのピンクの部分である残りの５％を賄えば、なんとか経営として成り立つということだと理解しました。 この数値は７９円で試算をしての３，６７５円だと思いますので、数値そのものにこだわるものではありませんが、考え方としては、国の補助金５０％を受けられ、かつ４５％は企業債で世代間負担していくという考え方の下で整備してきておりますので、施設の更新についても世代間で負担していくという考え方に立てば、現金が必要となる５％分を賄っていかなければ、独立採算という形にはなりません。そうしたことからも、考え方としては候補Ｃの考え方で試算をしていった方がよろしいかと考えております。
会長	前回の条例改正時は候補Ｂ以上ということでしたが、今回は候補Ｃに県水の値上げ分が反映されていないため候補Ｃ以上は必要であるというご意見ですね。他にいかがでしょうか。
委員	前回の答申の際にも、経費回収率は１１０％ということで整理されていたと思います。ですから、今回も候補Ｄの水準として経費回収率１１０％を維持し、先ほどの０立方メートルからの徴収や体系の見直しも併せて行っていくべきではないかと考えます。 今考えると高い水準ではありますが、候補Ｄの案がよいのではないかと考えております。
会長	前回、経費回収率１１０％を基準として考えているので、それを動かすのはおかしいのではないかというご意見ですね。他にいかがでしょうか。

委員	資料の９ページに各候補の内容が示されており、どのような水準であるかが分かりやすく説明されております。将来の更新を考えれば、経費回収率は高い方がよいと理解いたします。しかしながら、一方で資料の１９ページを見ますと、仮に候補Ｄ、候補Ｅのような水準になった場合、県内で突出した金額として１位に上がってくる可能性があります。その後、他の自治体も改定を行うことになるでしょうから、将来的には分かりませんが、１位である日高市も令和９年４月１日から改定という数字が入っているところであり、４，４００円、５，０００円という水準は、市民のご理解を得ることが難しいところもあるのではないかと考えます。ダメだ、よいという話ではなく、そのような議論になるのではないかという趣旨でお話をしました。
会長	市民代表として、市民の声としてはそうしたご意見が出てくるであろうと、私もそのように考えます。審議会としては、客観的に、生活への影響も考えた中で、どの数字を提案することが妥当かを考える場であると考えておりますので、いろいろなご意見があった中でまとめていきたいと思います。
委員	先ほどの話の続きになりますが、３，３５０円とした際も、内部留保として将来の更新工事のための資金を蓄えていくという目標の下で、経費回収率１１０％を前提に３，３５０円という数字を示し、それを一度に、当時の１，８００円から１，５５０円も上げることは難しいということで、２段階として２，４８０円に着地した経緯があります。したがって、経費回収率１１０％という目標自体は、下水道が置かれている状況や、ポンプ場が多く他市とは比べられない実情、実態がある中で、相応の維持管理費もかかっていくことを踏まえれば、引き続き必要であると考えます。当初、当時の審議会で掲げたものはそのままとし、一度に到達するのが難しければ、２段階なのか３段階なのか、一度に改定するのかという進め方は、その先の考え方ではないかという気もいたします。
会長	私の申し上げたいことをまとめていただきました。他の団体でも３段階とするところもあると聞いております。今回の適正な使用料水準の作成方針は、令和１０年度から令和１３年度の４年間の算定期間についてのものです。そうした意味では、経費回収率１１０％を達成するということは、審議会として引き続き掲げ続けるものとしつつ、ここ数年の物価高騰や八潮市の事案など急激な変化が起こったことを踏まえ、当面の４年間の算定については、候補Ｃ以上、現在の状況では候補Ｃにプラスアルファとなると思いますが、そこを想定して進め、経費回収率１１０％という目標は下ろさないものの、今回一度に達成することは難しいことから、タイミングを見計らって１１０％へうまく展開できるよう、常に経費回収率１１０％を意識しながら改定の時期等も考えるという方向で、審議会としてまとめてはいかがかと思います。よろしいでしょうか。 【異議なし】

会長	具体的な数字については、次回、流域下水道維持管理負担金の単価を反映した上で候補Ｃの数字をお示しいただくということ、答申の中身については次回に概ね内容が出てくるという考え方でよろしいでしょうか。
事務局	はい。次回、答申書の大きな骨子をお示しいたしますので、そこで、いただいたご意見をまとめてご提示いたします。
会長	本日は方針という形で、考え方について概ねこのような形であろうという議論をいただきましたので、次回、正式な案をお示しいただき、これでよいかという形になると思います。 それでは、引き続き、「３　適正な使用料体系の検討」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料の２２ページをご覧ください。続いて、適正な使用料体系の作成方針についてご審議いただくため、後半の「３適正な使用料体系の検討」についてご説明いたします。 資料の２３ページをご覧ください。こちらが本市の下水道使用料体系になります。現在の本市の下水道使用料は、８立方メートルまではどれだけ使っても同じ１，１８０円の基本使用料となる基本水量制と、９立方メートル以上使った分に加算される従量使用料で計算されています。旧使用料と現行使用料の比較については、後ほど前回答申の内容確認を行いますので、その際にご説明します。 資料の２４ページをご覧ください。こちらは本市の料金表をグラフ化したものになります。水量区分をまたぐごとに、１立方メートル当たりプラス１０円を従量使用料としております。 資料の２５ページをご覧ください。続いて、適正な使用料体系の作成方針案についてご説明いたします。 資料の２６ページをご覧ください。こちらのスライドは前回の資料となります。下水道使用料の見直しの方向性について、令和２年度に国から通知が発出されておりますが、本日は使用料体系に関わる内容である、ア）二部使用料制と基本使用料の割合について、イ）累進度の設定について、ウ）基本水量制の解消について、順番にご説明します。 資料の２７ページをご覧ください。最初に、ア）二部使用料制と基本使用料の割合についてです。二部使用料制とは、基本使用料と、使用水量に応じて発生する従量使用料の２つの使用料で算定する制度で、国は二部使用料制を原則とすることとしています。なお、本市は二部使用料制です。下水道は全く使われていなくても、維持するだけで固定費がかかります。また、今後は人口減少などにより有収水量が減っていく見込みとなっております。そのため、国は安定した経営のために、長期的には、使用水量に応じて発生する従量使用料よりも基本使用料の割合を段階的に増やしていくことを推奨しています。 資料の２８ページをご覧ください。こちらは埼玉県の使用料ランキングになります。県内平均では基本使用料と従量使用料の割合は４０対６０となっていますが、現状の本市を見ると４８対５

事務局	２となっており、埼玉県内の平均と比べても、既に基本使用料の割合が高い状態にあります。 資料の２９ページをご覧ください。こちらは中継ポンプ場４か所を保有する１７団体と比較したものです。比較対象は前回ご説明した自治体と同様です。棒グラフの灰色の部分が他団体の基本使用料となっていますが、似た規模の自治体と比較しても、やはり本市の基本使用料は高い割合を占めていると言えます。 資料の３０ページをご覧ください。次に、累進度の設定についてご説明します。使用量が多いほど単価が上がる累進度の設定について、国は、利用者が最も多い水量帯であるボリュームゾーンの使用料単価を、実際の汚水処理原価に近づけるよう求めています。汚水処理原価とは、汚水処理費を有収水量で除して算出するもので、１立方メートルの汚水に対していくらの処理費がかかったかという数値になります。使用料単価とは、下水道使用料を年間有収水量で除して算出するもので、１立方メートルの汚水に対していくら使用料をいただいたかという数値になります。 資料の３１ページをご覧ください。本市で最も利用者が多いボリュームゾーンは、１か月１１立方メートルから３０立方メートルで、現在の単価は１４０円です。仮に候補Ｃを採用した場合の汚水処理原価は１７９円となりますので、この１７９円に近づけていく必要がございます。なお、現在の汚水処理原価は１５０円です。また、候補Ｄの経費回収率１１０％のラインは２０１円となります。 また、本市においては、３１立方メートルから１，０００立方メートルの単価も低くなっており、他のゾーンに比べて割安になっているという課題もございます。一方、１，０００立方メートルを超える区分については、汚水処理原価に近い状態となっているため、他のゾーンに比べて改定幅を抑える必要があるということが、このグラフから読み取れます。 資料の３２ページをご覧ください。前回の適正化時の答申内容が累進度へどう影響するかについての説明でございます。前回は、経費回収率の改善を主な目的とし、利用者全体が均等に負担する基本使用料を中心とした改定、７００円から１，１８０円への改定を行いました。基本使用料を改定することで、水量に関わらない安定的な収入確保につながります。本市が県内では比較的基本使用料の割合が高いとご説明しましたが、その理由は、前回の適正化でこのように基本使用料を中心とした改定を行ったためと考えられます。 基本使用料の割合を高めることは、国の通知のとおり好ましい状況ではありますが、反面、先ほどご説明した１１立方メートルから１，０００立方メートルまでの使用料単価と汚水処理原価の差額が開いた原因にもなっているため、今回の改定では、公平性を確保するために従量使用料を重点的に見直す必要があると考えられます。 資料の３３ページをご覧ください。国の通知の最後のウ）基本水量制についてです。本市は現在、８立方メートルまでは定額の

事務局	基本水量制を採用しています。本市の料金体系では、１立方メートルしか使わない方も８立方メートル使う方と同じ料金になってしまい、不公平が生じるため、国はこの制度の解消を推奨しております。 資料の３４ページをご覧ください。こちらは、基本水量制を解消した場合の料金表のイメージです。１立方メートルから８立方メートルの範囲についても、基本使用料に加えて、使用した水量に応じた従量使用料が加算される仕組みとなります。 資料の３５ページをご覧ください。以上を踏まえた、適正な使用料体系の作成方針案でございます。従量使用料中心の改定と、基本水量制の解消を行うことで、各水量区分の公平性を確保する仕組みに見直していく方針としております。本案で進めることとした場合は、次回、具体的な使用料体系として、本案を達成できる体系を決定することとなります。体系が決定した後は、答申案の意見聴取となります。ここまで、適正な使用料体系の作成方針案についての説明を終わります。本日のご説明は以上となります。議事の進行を議長にお返しいたします。
会長	資料の２９ページですが、前回、中継ポンプ場を４か所保有する団体という条件で比較した例から見ると、基本使用料の割合は、県内平均から見ると高いように見えるものの、条件が類似する団体の中では平均的であり、特段おかしくはないという状況であると理解いたしました。 資料の説明に関しまして、ご意見等はございますか。 特に、資料の３３ページの部分ですが、０立方メートルから８立方メートルまでが定額となっている部分については、本来は、国も推奨しているとおり、使用水量に応じた形に見直していくのが適当ではないかと思います。この点については、特にご異論はございませんか。 【異議なし】
事務局	前回の審議会にて、企業誘致を推進する観点のご意見がございましたので、補足でご説明いたします。 資料の３１ページをご覧ください。１，０００立方メートルを超える区分の大口使用者の平均使用料単価は、他の水量区分よりも高い単価をご負担いただいています。一方、最も低い平均使用料単価となっていたのは５１立方メートルから１，０００立方メートルの区分であることが判明しました。 今後、水量区分間の負担を公平にしていく場合、大口の使用者については、それ以外の水量区分よりも改定率を抑えることができるのではないかと考えております。次回、具体的な数字としてお示しし、ご提案したいと考えております。
会長	使用料体系については、他の自治体において企業誘致の観点から、上位の区分を上げすぎるのは望ましくないという議論を、これまでも行ってきたところです。先ほどのグラフは分かりやす

会長	く、フラットにしていくという方向について、ぜひご検討いただきたいと思います。 それでは、適正な使用料体系の検討について、事務局のこの方針案で進めてよろしいでしょうか。 【異議なし】 それでは、次回、具体的な案をお示しいただくこととします。これで、本日の議題は全て終了いたしました。長時間にわたり、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。
3　その他	
司会	最後に、次第３『その他』に移りたいと思います。事務局よりお願いします。
事務局	【事務連絡】
4　閉会	
司会	以上をもちまして、本日の桶川市公共下水道事業審議会を閉会いたします。委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

会議録確認者及び署名年月日

桶川市公共下水道事業審議会委員　仲又　清美

署名年月日　令和　―8年　9―月24日

桶川市公共下水道事業審議会委員　大島　智

署名年月日　令和　8―年―10―月5―日